

「定置用燃料電池実証研究」の「設置・運転試験者」公募について

新エネルギー財団

当財団（以下「NEF」という）は、平成14年度に引続いて経済産業省の平成15年度固体高分子形燃料電池システム実証等研究費補助金による事業「定置用燃料電池実証研究」を実施します。つきましては、NEFが提示する条件に合致する試験サイトを提供し、その試験サイトでNEFが提供する燃料電池システムを運転して実使用データを収集する「設置・運転試験者」を公募しますので、応募する方は、以下の指示に従って応募申請書を提出して下さい。

1. 事業の概要

定置用燃料電池システムではコージェネレーションによりエネルギーの総合利用効率を高められるため、二酸化炭素の排出量低減効果が期待でき、その普及により脱温暖化の社会づくりに貢献できます。また、SO_x、NO_x等の大気汚染物質の排出削減効果も期待できます。しかし、固体高分子形燃料電池は新しい技術であることから、実使用条件における技術的課題を抽出するとともに、環境特性、エネルギー総合効率、安全性等に関する基準・標準に資するデータを取得する必要があります。

本事業では、固体高分子形燃料電池コージェネレーションシステム（以下、PEFCシステム）について、環境条件の異なる地域の種々の実使用条件下で運転した場合の実使用データや電力系統への影響評価データを収集し、これらのデータの分析から獲得される知見を蓄積・共有化して、省エネルギー性・環境調和性の効果等の明確化、経済性向上のための課題の明確化、安全性に係る規格や法規・基準の作成のためのデータ取得等、系統連系技術の確立に向けた課題への対応、社会からの認知度を高めるための啓発活動および普及促進のための課題の明確化を行います。

2. 公募事項

- ・対象：試験サイトを提供し、別途公募中の「PEFCシステム提供者」からNEFが借上げて提供するPEFCシステムを運転してデータを収集する「設置・運転試験者」
- ・運転試験実施期間：12ヶ月間（運転方式に応じた運転時間の目安を別途設定する）程度の運転試験を行う
- ・試験サイト数：30箇所（1kW級20箇所、5kW級10箇所）程度で応募状況による
- ・試験サイト条件：
 - 環境条件：寒冷地区、海浜地区、多湿地区、高地地区、工業・交通頻繁地区および一般住宅地区
 - 施設条件：一戸建住宅、集合住宅および業務用店舗等

- ・ 運転条件：定格出力連続、電力負荷追従連続、定格出力 DSS(毎日起動停止)、電力負荷追従 DSS、その他
- ・ 燃料種：都市ガス、L P G、灯油、その他

3．応募要件

「設置・運転試験者」として本事業に参加していただく方は、以下の要件を満たす方とします。

- 燃料電池を設置し、運転してデータを収集できる自らの社宅、社員関係住宅、業務用施設等を有し、運転試験を遂行する組織・経営基盤を有する法人であること。
- 「設置・運転試験」に選定された場合は、NEF との見積合わせにより契約金額を決定の上、NEF が提示する請負契約書に合意し締結すること。

4．業務および責任

「設置・運転試験者」は次の業務を自ら実施するとともに責任を果たす必要があります。

1) 基本

- ・ PEFC システムを設置する社宅・社員関係住宅等の居住者等の了解を得て、運転試験を実施する試験サイトを、その実施期間中確保すること。試験サイトは、原則として、実際に社員等が居住あるいは営業を行っている状態でなければならない。ただし、技術課題の明確化のために必要で、かつ実用住宅・施設では網羅できなかった試験条件下における運転データを収集することができ、実機運転状況、電力・熱利用状況の見学要請に対応できる場合は、実際に居住していない施設、あるいは実験住宅等を試験サイトとして考慮してもよい。
- ・ 本事業に関する試験サイト関係者への対応（説明、クレーム処理等）や試験の一次責任を負うこと。
- ・ 運転試験の実施に際しては、関係法令を順守することはもとより、試験サイトの環境条件、施設条件及び使用条件（運転条件）等を考慮し、設置した PEFC システム（この設置に伴う設備の付加及び変更部分を含む）の運転・運用を原因とする災害の発生を未然に防止するための万全の措置を講ずること。

2) 試験準備

- ・ 試験サイトにおける PEFC システムの設置、ユーティリティー（電気、ガス、水道の工事）、排熱利用設備の設計・施工、データ収集装置（計測機器、センサ等）の設計・施工を実施すること。
- ・ 指定された業務の効率的な推進、事業経費の効率的な運用等の理由により NEF が要請した場合は、上記データ収集装置の一部を他の試験サイトと共通化する等の手段を考慮すること。
- ・ 関連法規に定められた安全基準を満たすこと。

3) 試験実施

- ・ 定められた運転試験によるデータの収集および一次処理を実施すること。

[具体的なデータの収集・処理方法については、(別紙)の「データ(情報含む)の収集および一次処理」を参照のこと]

なお、PEFC システムの運転・運用にあたっては、「システム提供者」から交付される取り扱い説明書に従うこと。

- ・ 関連法規に定められた安全基準を満たすこと。
- ・ 緊急時の対応体制(夜間・休日も含め)を構築すること。また、メンテナンスも含めた「システム提供者」との連携体制を取り決めること。
- ・ 緊急時は NEF が作成するマニュアル(連絡網含む)に従って行動すること。
- ・ 本運転試験に関連する事件・事故およびそれらの処置行動については、緊急性の有無に関わらず逐一 NEF に報告すること。

4) 撤去、PEFC システムの分析

「設置・運転試験者」は、本運転試験が終了した時点で速やかに PEFC システムを試験サイトから撤去し、提供元の「システム提供者」に返納する。

5) 責任分担等

- ・ PEFC システムの管理責任については、以下の取り決めに従うこと。すなわち、「設置・運転試験者」の指定する場所において、PEFC システムを車上渡しにて「設置・運転試験者」に引き渡した時点で、当該システムの管理責任は「システム提供者」から「設置・運転試験者」に移転する。また、試験が終了し、PEFC システムが「システム提供者」に返納される場合は、「システム提供者」の指定する場所において、車上渡しにて「設置・運転試験者」から受け取り、その時点で当該システムの管理責任は「設置・運転試験者」から「システム提供者」に移転する。
- ・ PEFC システムの運転・運用および関連工事に起因する事故が発生し、第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において解決すること。
- ・ 事故の原因が「システム提供者」、「設置・運転試験者」のいずれの責任によるものか、直ちに判明しないときは、「システム提供者」と協力して事故原因の究明に当たり、その結果に基づき生じた損害の補償について協議し、解決すること。
- ・ 電力会社との系統連系交渉等、ユーティリティ会社との交渉を実施すること。さらに、NEF、「システム提供者」と協議の上、本事業の推進に支障のないように配慮すること。
- ・ 消防、電気主任技術者、保安規程等の当局との対応を行うこと。
- ・ 検査対応(国等の検査、消防等の検査等)を行うこと。

5. 「設置・運転試験者」応募申請要領

(1) 申請書類

「設置・運転試験者」応募申請書(様式1号)

審査資料(応募申請書の添付資料)

- ・ 運転試験提案書(様式2号参照)
- ・ 営業経歴書(直近のもの)
- ・ 貸借対照表及び損益計算書(直近のもの)

- ・国等の資格決定通知書の写（国等の機関に登録されている場合）

（２）申請方法

申請者は、上記の各公募要項に基づき日本語で「設置・運転試験者」応募申請書（様式1号）を作成し、審査資料とともに以下の要領で郵送または持参にてご提出下さい。FAX および電子メールによる提出は受け付けません。

（注）一法人（企業または団体）が複数の試験サイトについて申請することができます。

提出期限：平成15年5月12日（月）～19日（月）正午（郵送の場合は必着）

提出先：財団法人新エネルギー財団 計画本部燃料電池部 近藤正彦 宛

〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3-6 秀和紀尾井町パークビル6階

郵送の場合は、封筒に【「定置用燃料電池実証研究」に係る「設置・運転試験者」応募申請書在中】と朱書きの上、書留で提出して下さい。

4. 問い合わせ先

本事業および「設置・運転試験者」応募申請に関する問い合わせは、平成15年5月13日（火）の午前9時から5月15日（木）正午までの間に限り、下記メールにて受け付けます。なお、審査経過等に関するお問い合わせには応じられません。

・計画本部燃料電池部（担当：近藤、伊東） E-mail: koubo@nef.or.jp

以上

参考) 必要経費見積の際の参考として、昨年度実績（1kW級平均）を示します。

但し、今年度の発注額を示すものではありません。

約1,300万円/サイト